

重要経済安保情報保護活用諮問会議（第5回） 議事要旨

1 日時

令和6年11月26日（火）10時30分から12時00分までの間

2 場所

中央合同庁舎第8号館8階特別大会議室

3 出席者

（委員）

神橋 一彦	立教大学法学部 教授
富田 珠代	日本労働組合総連合会 総合政策推進局総局長
原 一郎	一般社団法人 日本経済団体連合会 常務理事
吉田 直人	株式会社 日経BP 代表取締役会長
渡部 俊也	東京大学未来ビジョン研究センター 教授

（政府側）

城内 実	内閣府特命担当大臣（経済安全保障）
泉 恒有	内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
佐々木啓介	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）
米山 栄一	内閣府大臣官房審議官（経済安全保障担当）

4 議事概要

（1）事務局説明

事務局から、資料1及び資料5の内容について説明があった。

（2）自由討議

- 重要経済安保情報の指定の3要件の1つである秘匿の必要性について、重要経済安保情報保護活用法の第3条第1項には「その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」という記載があり、これに対応して、運用基準案7ページでは「我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれがあるか否かにより行うのとする」という記載になっている。この運用基準案の「我が国の安全保障に支障を与える事態が生じるおそれ」という記載は、ある程度の蓋然性を想定したものと推察できるが、従前において「おそれ」を要件とする場合、単に「おそれ」だけではなく、「著しいおそれ」とか「相当のおそれ」といった、「おそれ」の程度を示す形容詞が入っていることが多く、一般の関心も「おそれ」の程度にあると思われる。今回、指定の範囲を厳格に判断することとの関係で、本法の運用基準についても、「おそれ」の程度については議論が有り得ると思われる。

（事務局より回答）

秘匿の必要性について、条文と運用基準では違う表現をしており、条文上はあくまで「安全保障に支障を与えるおそれ」があるということで、ある意味抽象的なおそれと読む余地があるが、運用基準案では、「安全保障に支障を与える事態が生じるおそれ」として、限定列举ではないが、想定される事態を例示している。

おそれの程度がどれくらいなのかを明確に示すことは難しいが、どのような事態が将来起こり得るのかを具体的に想定した上で、おそれがあるということを認定しなさいということを統一的な運用基準として行政機関に示すことが、運用基準案に記載したことの趣旨である。

- 運用基準案の15ページ（3）において、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点から公表の必要性が認められると指定を解除するということが記載されてい

る。指定の解除については、重要経済安保情報保護活用法第4条第7項に規定されているところ、運用基準案の15ページ(3)の場合の指定の解除は法第4条第7項に規定する指定の解除に当たるのか、規定の位置づけについて確認したい。

(事務局より回答)

公益上必要と認める場合の指定の解除について、基本的には法第4条第7項の範囲内、つまり、秘匿の必要性が特段ないということになると考えている。これは、特定秘密保護法の運用基準に同様の記載があり、想定しているケースは国民保護法や事態対処法が発動するような極めて緊迫した事態のもとで地域住民に避難を促したりする場合に、それまでは秘密だった情報を明かさなければならないというシチュエーションを想定していると思われるが、実際に重要経済安保情報において、そこまでの事態が起こることは想定し難い。他方で、あえて特定秘密保護法の運用基準と異なる記載をする必要性もないため、特定秘密保護法の運用基準の記載を踏襲している。

- 運用基準案16ページに、歴史的公文書の取扱いについて記載されているところ、誤廃棄などがあれば必ず問題になるため、一定の手順、手続き等について、遺漏のないようにしていただきたい。
- 運用基準案18ページの適性評価の流れにおいて、責任者及び担当者の指名等について規定されているところ、適性評価調査実施担当者は適性評価の実施に必要な事務を行う者であるため、ある程度の役職の者を想定しているのか。すなわち、適性評価調査実施担当者が、さらに事務を補佐する職員を使って、組織的に適性評価調査に関する事務を行うようなことを想定しているのかについて確認したい。

(事務局より回答)

適性評価実施担当者は、例えば役所で言う課長級のような管理職ではなく、実際に調査対象者の面接を行ったり、調査結果を書面にまとめたりといった事務を行う、まさに直接手を動かす担当者を想定している。

- 運用基準案24ページ(3)において、「当該関係者への質問が評価対象者の適性評価のために行われるものである旨を説明し、当該関係者についての調査であるとの誤解を与えることのないようにしなければならない」と記載があるが、これは、当該評価者の人格や能力評価に関する調査ではないということを念押ししているという理解でよいのか。

(事務局より回答)

- 「関係者についての調査であると誤解を与えることのないようにしなければならない」という記載は、誰について調査しているのかということに関する誤解を与えてはならないという趣旨である。関係者に対して質問する際に、当該関係者のことを調べているのではなく、あくまで評価対象者に関しての質問であるということが理解できるようにきちんと説明をすべきである、という趣旨で記載している。
- 運用基準案32ページの第5節において、苦情処理担当者について記載があるところ、苦情処理担当者は、ある程度中立性や処理の公平性が求められることになるとと思われる。苦情処理責任者は苦情申出者に係る適性評価のための調査に直接従事した職員を苦情処理担当者に指名していけないということになっており、一種の欠格事項として最低限のことは運用基準に定められているが、処理の公正さや適正さを担保する上で十分かどうかについては、今後検証する必要があるのではないかと思う。
- 資料2の10ページにおいて、引き続き適合事業者該当すると認められなかった場合には、既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対してその返還を求めるという記載があり、これは有体物としての資料等を念頭に置かれていると思われるところ、情報というのは、一種の観念的なものであり、その情報の返還を求めるといっても、観念的な情報は返還することはできない。したがって、具体化された文書など有体物と情報との関係で、返還を求めるということについては問題になる点があるかもしれない。

(事務局より回答)

すでに提供している情報そのものは返還できないだろうということは、ご指摘のとおり

であり、当該記載は、提供している紙や電磁的記録媒体を返していただく又は電磁的記録をきちんと消去していただくということを想定している。

- 事務局には丁寧にコミュニケーションをいただくとともに、意見反映に努めていただいたことに敬意と感謝を申し上げたい。
- 本日示していただいた資料について、今後、パブリック・コメントに付していくことについて異論はない。
- 特に労使のコミュニケーションの重要性については、運用基準の第6章第7節に記載いただいている。また、新卒者の採用が見込まれる場合は、長期間不安定な状況に置かれる懸念に対して、資料5の運用基準の補足として、2(2)において留意を促していただいている。また、処遇について、2(6)において、諸外国のクリアランスホルダーの社会的地位の高さに触れた上で、日本においても、官民双方において処遇面を含めて、情報保全の重要性の理解の醸成に努めることの重要性を指摘いただいている。
- 今後、この内容がパブリック・コメントに付されることになるが、まずは一般の方も含めて制度の理解が進むことに期待したい。特に現場労使にとっては、この制度を理解した上で、納得感をもって運用できる基準となっているのか、そのことに対して多くの意見が寄せられるように働きかけを行っていききたい。
- 運用基準案をパブリック・コメントにかけることについて異存はない。
- 認定申請書の記載内容などを含めて、企業実務の実態を踏まえたものにしていただき、感謝申し上げます。
- 実際にパブリック・コメントにかけると、企業実態を踏まえて様々な質問や意見が出るのが想定されるが、それらにも十分配慮いただきたい。パブリック・コメントでは、運用基準案の本体のみでは、なかなか理解が進まないと考えるため、本日の資料5を含めて今までの諮問会議資料を参照できるようにしていただけるのは有り難い。
- 短時間で運用基準やガイドライン、Q&Aを整理いただき感謝申し上げます。
- 今後、運用基準案がパブリック・コメントに進むことに異論はないが、世界の情勢変化が早いことを踏まえて、内閣府や各行政機関においては、施行後すぐに運用できるように準備を進めていただきたい。
- 資料2の10ページについて、他の委員からも指摘があったが、「既に重要経済安保情報を提供しているときは、事業者に対してその返還を求める」の趣旨が分かりにくいいため、記載をもう少し明確化することを検討いただきたい。
- 運用基準案をパブリック・コメントにかけるということについて、各委員から異存はなかったため、今後、パブリック・コメントを実施していただきたい。今後、若干の修正等が生じる可能性はあるが、パブリック・コメントにかける運用基準案の最終的な記載については、座長に一任いただきたい。
- 資料5の運用基準の補足として今後定めていくものに関しては、特に異存はない。様々な関係者の理解に資するような方向で進めばよいと考える。
- 運用基準だけでは分かりにくい項目について、ガイドライン等で補足することだと理解しているため、国民の方々には、両者を比較した上で理解を深め、その上で運用基準に対する意見などを付してもらえればよいと思う。
- 資料5の事業者内で従業者の方に提示する説明書の参考様式について、意見を丁寧に反映いただき感謝申し上げます。
- 資料5の4ページにおいて、必要な施設について記載されている。運用基準の策定の趣旨は、政府における運用を統一化することにあるはずだが、「適合事業者を認定する行政機関において適切と認める措置を講じる」との文言があるために、行政機関が定める措置がバラバラになりかねないことを懸念している。必要な措置を悉皆的に例示することは難しいと思うが、運用基準を補足する資料であるだけに、運用を統一化していくという方向性が失われないようにしていただきたい。
- 資料5の運用基準の補足として今後定めていくものについて、運用基準の参考として制

度をよく理解していただくという趣旨を踏まえると、非常に充実したものになったと思う。

(3) 城内内閣府特命担当大臣挨拶

- 本日は第5回重要経済安保情報保護活用諮問会議に出席いただき、御礼を申し上げる。
- これまで委員の皆様方には、運用基準の策定に当たり、様々な観点から精力的にご議論いただき、そして、皆様方からいただいた忌憚のない御意見を盛り込むことにより、この運用基準の原案が分かりやすく、そして統一的な運用に資する内容になったと考えている。この場を借りて、改めて、5人の委員の皆様にご礼申し上げたい。
- 今後、パブリック・コメントを通じて、国民の皆様の様々な声をお聞かせいただく段階に入るが、国民の皆様の声に真摯に耳を傾け、より透明性の高い実行性のある制度にしてまいりたい。
- また、本日の資料でも示しているが、今後、運用基準を補足するガイドライン等の策定にもしっかりと取り組んでまいりたい。
- 運用基準の閣議決定に向けて、我々も一丸となって対応していきたい。委員の皆様にかかれては、引き続きよろしくお願い申し上げます。